

令和7年度（令和6年度実施）入学者選抜より、音楽学部音楽学科の各専攻において総合型選抜を実施します。

1 趣旨

多様な入学者を受け入れるため、音楽学部音楽学科各専攻では総合型選抜を実施します。

2 アドミッション・ポリシー

◆音楽表現専攻

(1) 求める人物像

- 1 音楽に興味と探究心を持ち続けられる人
- 2 音楽を通して自己を表現したいと考える人
- 3 音楽を通して豊かな人間性を身につけ、社会に貢献したいという意欲のある人

(2) 入学前に身につけてほしい学習成果

- 1 各専門分野における基礎的な実技能力。正しく楽譜を読み書きができ、自己の表現したいものを適切に演奏または書き表すことができること
- 2 音楽の基礎的能力（楽典・聴音・ピアノ）
- 3 高等学校の教科科目を通して修得した基礎知識と語学力

(3) 入学者選抜試験の基本方針と実施

- ・本学および志望専攻に対し、高い志望動機・意欲を有している人を対象とします。
- ・専攻試験（実技検査等）では、音楽に対する自己表現力を審査します。複数の審査員が個々に採点し、集計した結果により評価を決定します。
- ・専攻試験に加え、プレゼンテーション、面接、入学志願者本人が記載する資料を総合して合否を判定します。

◆音楽文化専攻

(1) 求める人物像

- ・過去から現在、未来の世界中の音楽や芸能と文化に知的好奇心と探究心を持つ人
- ・音楽や芸能と文化についての調査や研究に必要な基礎能力を備えている人
- ・音楽や芸能と文化への理解を自らのことばで的確に表現したい人

- ・音楽や芸能の調査や研究、マネジメント実践を通して視野を広げ、社会性を身につけたいという意欲のある人

(2) 入学前に身につけてほしい学習成果

- ・論理的な思考による構成、独創的な発想に基づく表現により、説得力のある文章を書く能力
- ・音楽の基礎的能力
- ・高等学校の教科科目を通して修得した基礎知識と語学力

(3) 入学者選抜試験の基本方針と実施

- ・本学および志望専攻に対し、高い志望動機・意欲を有している人を対象とします。
- ・専攻試験では、音楽や芸能と文化についての調査や研究に求められる資質、学力、文章表現力を小論文及び口述試験により審査します。複数の審査員が個々に採点し、集計した結果により評価を決定します。
- ・専攻試験に加え、プレゼンテーション、面接、入学志願者本人の記載する資料を総合して合否を判定します。

◆琉球芸能専攻

(1) 求める人物像

- ・沖縄の伝統芸能をこよなく愛し、実演を通して自己表現をしたいと考える人
- ・沖縄の地域性を理解し、広く社会に貢献しようとする人
- ・目標に向かって、努力を惜しまず主体的に取り組む人

(2) 入学前に身につけてほしい学習成果

- ・各専門分野における基礎的かつ十分な演奏や演舞の能力
- ・基礎的技法と正しい知識に基づき、演舞演奏において自己を表現できる能力
- ・基礎的な能力（音楽・伝統芸能の基礎能力）
- ・高等学校の教科科目を通して修得した基礎知識と語学力

(3) 入学者選抜試験の基本方針と実施

- ・本学および志望専攻に対し、高い志望動機・意欲を有している人を対象とします。
- ・専門試験（実技検査）では、演舞演奏に対する自己表現力を審査します。受験者の実演を複数の審査員が個々に採点し、集計した結果により評価を決定します。
- ・専攻試験に加え、プレゼンテーション、入学志願者本人の記載する資料、面接を総合して合否を判定します。

3 募集人員

○音楽学部音楽学科

音楽表現専攻 若干名（一般選抜の前期日程の募集人員に含む）

音楽文化専攻 2名

琉球芸能専攻 4名

4 出願資格

次の①から⑧のいずれかに該当し、かつ⑨から⑩を満たす者

- ①高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び令和7年3月卒業見込みの者
- ②通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）及び令和7年3月修了見込みの者
- ③外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び令和7年3月修了見込みの者並びにこれに準ずる者で学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「法施行規則」という。）第150条第1号の規定により文部科学大臣の指定した者
- ④文部科学大臣が法施行規則第150条第2号の規定により高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び令和7年3月修了見込みの者
- ⑤専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の法施行規則第150条第3号の規定により文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が同号の規定により指定するものを文部科学大臣が同号の規定により定める日以後に修了した者
- ⑥法施行規則第150条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
- ⑦高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）及び令和7年3月31日までに合格見込みの者
- ⑧本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの（事前に資格認定審査を行うので、令和6年7月12日（金）までに本学教務学生課に申し出ること。）
- ⑨合格した場合は、必ず入学することを確約できる者
- ⑩音楽学部の志願する学科、専攻のアドミッション・ポリシーを理解し、本学での学習や学習以外の活動に高い意欲をもち積極的に取り組める者

5 選抜方法

入学志願者本人の記載する資料等の出願書類及び次に示す選抜試験の成績結果を総合的に判断して合格者を決定します。

6 試験科目及び配点表

試験科目		専攻試験	プレゼンテーション	書類審査・面接	配点合計
学科・専攻					
音楽学科	音楽表現専攻	700	100	200	1,000
	音楽文化専攻	500	300	200	1,000
	琉球芸能専攻	700	150	150	1,000

7 大学入学共通テスト

総合型選抜においては、大学入学共通テストを免除します。

※なお、一般選抜における共通テストの受験教科・科目は3教科・3科目となります。

※その他詳細については、『令和7年度 総合型選抜学生募集要項』にて公表します。
(令和6年6月上旬公表予定)